

うるま市建築基準法施行細則（平成19年うるま市規則第35号）新旧対照表

改正後（案）	現行
<p>○うるま市建築基準法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月30日 規則第35号</p> <p>改正 平成20年5月27日規則第44号 平成27年2月18日規則第7号 平成28年6月1日規則第32号 <b>令和2年1222日規則第64号</b></p> <p>（許可申請書の添付図書等）</p> <p>第4条 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 省令第1条の3第1項の表1（い）項及び（ろ）項に掲げる図書</p> <p>（2） 法第55条第3項第1号又は第2号、法第56条の2第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項又は法第68条の7第5項の規定による建築物の許可の申請の場合は、<b>省令第1条の3</b>第1項の表2（<b>29</b>）項に掲げる図書</p> <p>（3）～（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第5条 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 省令第1条の3第1項の表1（い）項及び（ろ）項に掲げる図書</p> <p>（2） 法第55条第2項の規定による認定の申請の場合は、<b>省令第1条の3</b>第1項の表2（30）項に掲げる図書</p> <p>（3）～（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（計画の変更）</p> <p>第10条 省令第3条の2で定める軽微な変更をしようとする場合は、<b>遅滞なく</b>、計画変更届（様式第10号）に変更図書を添えて建築主事に届け出なければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第3章 報告 （特定建築物の定期報告）</p> <p>第13条 法第12条第1項に規定する特定建築物の調査結果の報告について、省令第5条第1</p>	<p>○うるま市建築基準法施行細則</p> <p style="text-align: right;">平成19年3月30日 規則第35号</p> <p>改正 平成20年5月27日規則第44号 平成27年2月18日規則第7号 平成28年6月1日規則第32号</p> <hr/> <p>（許可申請書の添付図書等）</p> <p>第4条 省令第10条の4第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 省令第1条の3第1項の表1（い）項及び（ろ）項に掲げる図書</p> <p>（2） 法第55条第3項第1号又は第2号、法第56条の2第1項ただし書、法第59条第1項第3号若しくは第4項、法第59条の2第1項又は法第68条の7第5項の規定による建築物の許可の申請の場合は、<u>同条</u>第1項の表2（<u>30</u>）項に掲げる図書</p> <p>（3）～（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>第5条 省令第10条の4の2第1項の規定により市長が規則で定める図書又は書面は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>（1） 省令第1条の3第1項の表1（い）項及び（ろ）項に掲げる図書</p> <p>（2） 法第55条第2項の規定による認定の申請の場合は、<u>同条</u>第1項の表2（30）項に掲げる図書</p> <p>（3）～（5） （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>（計画の変更）</p> <p>第10条 省令第3条の2で定める軽微な変更をしようとする場合は<u>                    </u>、計画変更届（様式第10号）に変更図書を添えて建築主事に届け出なければならない。</p> <p>2～4 （略）</p> <p>第3章 報告 （特定建築物の定期報告）</p> <p>第13条 法第12条第1項に規定する特定建築物の調査結果の報告について、省令第5条第1</p>

項の市長が定める時期は、以下のとおりとする。

(1) ～ (4) (略)

2～4 (略)

(日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和)

第20条 政令第135条の12第4項の規定により規則で定める平均地盤面の位置は、隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。

(公開による意見の聴取の請求)

第25条 法第9条第3項(法第10条第4項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。)、法第45条第2項、法第88条第1項、第2項及び第3項、法第90条第3項(法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び法第88条第1項において準用する場合を含む。))並びに法第90条の2第2項(法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は第8項(法第10条第4項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。))、法第90条第3項(法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び法第88条第1項において準用する場合を含む。))並びに法第90条の2第2項(法第87条の4(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により公開による意見の聴取を請求しようとする者は、その請求の趣旨その他必要な事項を記載した公開による意見の聴取請求書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

(公開による意見の聴取の放棄)

第27条 法第9条第4項、法第46条第1項又は法第48条第15項の規定により出頭を求められた者が出頭しないときは、市長はその者が意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなすことができる。ただし、公開による意見の聴取のため出頭を求められた者が特別な理由により所定の期日及び場所に出席できない場合において、あらかじめその旨を市長に届け出た場合は、この限りではない。

(代理人の出席)

第29条 法第46条第1項及び法第48条第15項の規定により出頭を求められた者は、公開による意見の聴取に際して代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、代理権限を証する書面を公開による意見の聴取の期日までに市長に提出しなければならない。

項の市長が定める時期は、以下のとおりとする。

(1) ～ (4) (略)

(5) 政令第16条第1項第5号に掲げる建築物 平成29年度を始期とし、3年ごとの4月1日から12月20日まで

2～4 (略)

(日影による中高層の建築物の高さの制限の緩和)

第20条 政令第135条の12第2項の規定により規則で定める平均地盤面の位置は、隣地又はこれに接続する土地で日影の生ずるものの地盤面より1メートル低い位置にあるものとみなす。

(公開による意見の聴取の請求)

第25条 法第9条第3項(法第10条第4項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。))、法第45条第2項、法第88条第1項、第2項及び第3項、法第90条第3項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び法第88条第1項において準用する場合を含む。))並びに法第90条の2第2項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))又は第8項(法第10条第4項(法第88条第1項及び第3項において準用する場合を含む。))、法第90条第3項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))及び法第88条第1項において準用する場合を含む。))並びに法第90条の2第2項(法第87条の2(法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。))において準用する場合を含む。))の規定により公開による意見の聴取を請求しようとする者は、その請求の趣旨その他必要な事項を記載した公開による意見の聴取請求書(様式第25号)を市長に提出しなければならない。

(公開による意見の聴取の放棄)

第27条 法第9条第4項、法第46条第1項又は法第48条第13項の規定により出頭を求められた者が出頭しないときは、市長はその者が意見の聴取の機会を利用する権利を放棄したものとみなすことができる。ただし、公開による意見の聴取のため出頭を求められた者が特別な理由により所定の期日及び場所に出席できない場合において、あらかじめその旨を市長に届け出た場合は、この限りではない。

(代理人の出席)

第29条 法第46条第1項及び法第48条第13項の規定により出頭を求められた者は、公開による意見の聴取に際して代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、代理権限を証する書面を公開による意見の聴取の期日までに市長に提出しなければならない。

附 則

この規則は公布の日から施行する。

様式第 7 号（第 3 条関係）

(表)  
定期報告対象建築物等調書

1 うるま市建築基準法施行細則第 13 条第 1 項の規定による区分(表(1)項～(4)項) 【区分表 項】 (注：複数該当する場合は、床面積の最大のものを記載すること。)
2～13 (略)

裏：【略】

附 則

様式第 7 号（第 3 条関係）

(表)  
定期報告対象建築物等調書

1 うるま市建築基準法施行細則第 13 条第 1 項の規定による区分(表(1)項～(5)項) 【区分表 項】 (注：複数該当する場合は、床面積の最大のものを記載すること。)
2～3 (略)

裏：【略】

様式第 10 号(第 10 条関係)

計 画 変 更 届		
確認を受けた次の建築物の計画の変更(省令第 3 条の 2 で定める軽微な変更に限る。)をしたので、確認通知書に変更図書を添えて届けます。  年 月 日		
住所		
届出者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>		
(名称及び代表者氏名)		
うるま市建築主事 様		
建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	Tel	
建 築 場 所	うるま市	
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号	
設 計 者 の 資 格 住 所 氏 名 建 築 士 事 務 所 名 等	( )級建築士 ( )登録第 号 ( )建築士事務所 ( )登録第 号  Tel	
\	変 更 前	変 更 後
省令第 3 条の 2 第 項 第 号に関する事項		
以下 (略)		

備考 ※印のある欄は、記入しないこと。

様式第 10 号(第 10 条関係)

計 画 変 更 届		
確認を受けた次の建築物の計画の変更(省令第 3 条の 2 で定める軽微な変更に限る。)をしたので、確認通知書に変更図書を添えて届けます。  年 月 日		
住所		
申請者 氏名 <span style="float: right;">㊟</span>		
(名称及び代表者氏名)		
うるま市建築主事 様		
建築主の住所及び氏名 (名称及び代表者氏名)	Tel	
建 築 場 所	うるま市	
確認年月日及び番号	年 月 日 第 号	
設 計 者 の 資 格 住 所 氏 名 建 築 士 事 務 所 名 等	( )級建築士 ( )登録第 号 ( )建築士事務所 ( )登録第 号  Tel	
\	変 更 前	変 更 後
省令第 3 条の 2 第 項 第 号に関する事項		
以下 (略)		

備考 ※印のある欄は、記入しないこと。